

エコアクション21ガイドライン改訂検討に関する作業部会（第3回）

議事録

日時： 平成27年11月17日（火）10:00～12:30

場所： アットビジネスセンター渋谷東口駅前 305号室

出席者（敬称略）：

・委員

八木裕之（座長）、倉阪秀史、後藤敏彦、平井一之、栗山祥伸（古田委員代理）、森下研

・オブザーバー

一般財団法人持続性推進機構 安井至、小池秀子

株式会社帝国データバンク 矢内紘之、大沢光慧

・環境省

総合環境政策局環境経済課 齋藤英亜、永宮卓也

・事務局

プロファームジャパン株式会社 立川博巳、関谷翔、関口久美子

※会議は非公開で行われた。

環境省総合環境政策局環境経済課 齋藤英亜課長補佐より挨拶がなされた。

議題：

1. 第2回作業部会における議論の主要ポイント

○事務局

第2回作業部会における議論の主要ポイントについて説明。

2. 第2回及び第3回情報開示関連事項分科会並びに第2回及び第3回制度運営関連事項分科会
における議論の主要ポイント

○事務局

第2回及び第3回情報開示分科会における議論の主要ポイントについて説明。

○後藤委員

資料6はあくまで骨子であり、このまま最終版となるわけではないことを補足しておく。

○倉阪委員

売上高を含む原単位を事業者に報告してもらうのは個別事業者に経営に資する情報を提供するためとなっているが、文章の全体の流れからは、一般に公表されるもののなかに売上高が含まれているように思われてしまうかもしれないので、配慮が必要だと思われる。一般に公表されるものと、中央事務局へ報告されるものとを分けて書くべきではないか。

○後藤委員

中央事務局と受審事業者との間でやりとりされる情報については、新第2章に記述することになるだろうか。事業者にとって役立つという意味が伝わるように、書き方にも配慮が必要だ。

○森下委員

中央事務局は報告された情報を集計し、制度全体・地域別・サプライチェーン別のニーズにも用いる。これらのことをうまく書き分ける必要があると思う。また、認証・登録制度全体の目的に関する記述は新第1章に含まれるが、いまの論点はその記述にも含まれることになると思う。

○齋藤課長補佐

新第2章の中に中央事務局の義務に関する記述があり、そのことも関係するので、うまく調整する必要がある。

○森下委員

新第2章は事業者があまり読まないと想定される箇所なので、やはり新第1章の記述が重要だと考えられる。

○倉阪委員

資料6の28行目に「事業者の習熟度や環境報告の目的等に合わせて、段階的に記載内容を充実させていく」という表現があるが、「事業者の習熟度」については分かるが、「環境報告の目的」が段階的に変化するという意味なのか、だとするとよく分からない。「事業者の習熟度に合わせて段階的に記載内容を充実させるとともに、環境報告の目的に合わせて記載内容を追加する」という意味であれば理解できる。

○後藤委員

環境報告の目的が、事業者によっては、内部教育の場合や取引先や金融機関へのアピール材料の場合等さまざまな場合がある。「環境報告の目的に合わせて」には、そのような意味を込めたが、最終的な文言は整理する必要がある。

○森下委員

情報開示関連事項分科会では、新第4章の冒頭にレポート作成・活用の方法や意義、メリットをしっかりと記載すべきという議論があった。

○倉阪委員

事業者目線で事業者に対するメリットをしっかりと記載するというのであれば、最後の報告のところは例えば「事業者に対するコンサルティング」などポジティブな表現で記載し、そのために売上高等の情報が必要というように、事業者がやる気になるような形で書く必要がある。

○事務局

第2回及び第3回制度運営分科会における議論の主要ポイントについて説明。

○後藤委員

資料8について、エコアクション21認証・登録制度の全体を説明するという観点からは、中央事務局をもっと大きく、理事会等をもっと小さく描画すべきであると思う。また、中央事務局と地域事務局を囲む点線、その両者と審査人を含む実線の意味がよく分からない。さらに、判定委員会の位置づけがよく分からない。

○森下委員

運営委員会という名称について、おそらく最終的には監査委員会あるいは公平性委員会等が候補になるのではないかと考えている。

○後藤委員

ISOでも認証機関で運営委員会のところも公平性委員会のところもある。個人的には公平性委員会の方が良いかなと思っている。

○森下委員

審査人について、審査人は中央事務局にも地域事務局にもそれぞれ報告することが考えられる。そのため、中央事務局と地域事務局を合わせて事務局機能として点線で囲み、それに対する報告ということとでまとめた。事務局については、地域事務局は中央事務局からの業務委託を受けるという意味で一体であるという意味で点線で囲んである。

○倉阪委員

出来る限り要素は少なくした方が良いのではないかと。細かい内部組織まで図に描き入れてしまうことが誤解の原因となる可能性がある。

○後藤委員

できる限り簡潔にすることには賛成だが、同時に各主体同士の関係性がきちんと分からなくてはいけない。

○倉阪委員

運営委員会は環境省との関係から、描き込んでおく必要がある。

○後藤委員

運営委員会を描き込み、判定委員会と理事会等は図から削除した方が良いのではないかと。

○倉阪委員

公開される資料については、初見できちんと理解できるものにする必要がある。

○八木座長

今回の議論を踏まえた資料の改訂内容については事務局と環境省で相談し、その後、各委員にメールで修正意見を求めることとしたい。

○栗山委員（代理）

資料8について、審査人が報告をする先が地域事務局がメインであるならば、地域事務局にしてしま

った方が良いのではないか。あるいは、地域事務局に報告する内容、中央事務局に報告する内容をそれぞれ書いてはどうか。

○安井オブザーバー

今般の改訂で地域事務局のなかに段階が設けられるようになり、そのあたりのことを図に描き始めると煩雑になるのではないか。

○齋藤課長補佐

報告の内容については、最低限の注釈をつけてはどうか。

3. 現行版ガイドライン第3章のあり方について

○事務局

現行版ガイドライン第3章のあり方について説明。

○倉阪委員

資料13のようにレベルという形でスパイラルアップの内容を提示すると混乱をきたすのではと懸念する。レベル1が現行の要求事項レベルであり、レベル0はそれを引き下げたものという理解ならば、他制度との関係の中でレベル0については認められないという反応が出てくる可能性がある。レベル0と明示的に表現するのは良くないのではないだろうか。また、レベル2について、継続年数でスパイラルアップと書かれているが、比較的規模が大きい組織で最初からレベル2をやりたいという事業者もあるだろう。レベルごとに分けてエコアクション21の認証を行うわけではないので、こうしたレベルの表記は混乱をするのではないか。

○後藤委員

レベル0はEco-CRIPであると明確に位置づけてはどうか。そもそも、スパイラルアップはガイドラインに書き込むことではない。ガイドラインはあくまで習熟度や規模等に応じて、スパイラルアップができるように柔軟に記述するに留める必要がある。詳細については中央事務局の規程で定めればよい。

○安井オブザーバー

0年は一番下のベースラインのさらに下になくしてはいけない。

○後藤委員

エコアクション21の認証取得の準備段階として、Eco-CRIPを明示してはどうか。Eco-CRIPが制度として存続されるかどうか不透明であれば、認証取得準備段階という表現に留めてもよい。

○齋藤課長補佐

まずレベル1の部分をしっかりと固めたい。レベル0は今後の議論としていきたい。また、レベル2については、現行の推奨事項を取りまとめて提示するなどしたい。

○永宮環境専門調査員

最初からレベル2に取り組む場合もあるので、「事業者の目安」の列は不要ではないか。スパイラルアップ（審査人によるサポート）の記述が最も重要だと思う。

○倉阪委員

レベルと書くとエコアクション21認証・登録制度にグレードがあるかのように誤解されるので、やめた方がよい。

○永宮

「レベル」の列も不要。タイトルには「イメージ」と追記した方がよい。

○後藤委員

スパイラルアップをもっと太い線で描画してはどうか。

○後藤委員

改訂版 ISO 14001 では理由はよく分かっていないが、スパイラルアップの絵がなくなった。エコアクションでは ISO の改訂に引きずられずに、引き続きスパイラルアップでよいと思う。

○安井オブザーバー

「リスク対応」という言葉が2回出てくるのが気になる。下の方の「リスク対応」は何を意味しているのか。「本業との統合」の箇所の「(例：事業リスクへの対応)」という記述は不要ではないか。

○齋藤課長補佐

「本業との統合」ではなく「本業との統合の深化」ではないか。

○後藤委員

「コスト削減」「環境負荷削減」「本業との統合」をもう少し大きな字で記載してはどうか。

○八木座長

方向性としては、レベル0～2という表現は用いず、要求事項を中心としたものと推奨事項を中心としたもの、そしてその準備段階という3段階でスパイラルアップをしていくという表現にする。対応事項については、いま議論いただいた点を踏まえて、レベルアップが明確に分かるように表現するというにしたい。

○事務局

現行版ガイドライン第3章要求事項の改訂骨子（案）の1ページ目について説明。

○倉阪委員

事業活動で水を使用しない事業者はいるのか。

○森下委員

生活雑排水のみのオフィス等を想定している。

○後藤委員

サービス業でオフィスだけという事業者に対して、水は把握しなくてよいとするのかどうか問題がある。

○森下委員

共益費の中に水道代が含まれてしまっていて、水のデータが取得できない場合もある。

○後藤委員

そもそも総排水量という言い方自体が公害防止的発想である。水使用量と記載し、「オフィスやテナントビルの場合には把握しなくてもよい」と注記すればよい。「事業活動で水を使用しない事業者」とい

う表現では分かりにくい。

○倉阪委員

オフィスの場合でも、水を無駄にしないよう努力しましょうとどこかに書いておく必要はある。

○安井オブザーバー

電気についてはここには出てこないのか。

○森下委員

自己チェックのリストには出てくる。

○安井オブザーバー

紙はいままでは廃棄物という扱いになっていたのか。

○森下委員

資源はここには入っていない。自己チェックのリストには資源が出てくる。

○安井オブザーバー

紙はCSRとして問題になる可能性がある。購入量の把握を求めたいところではある。

○森下委員

紙だけ特別扱いとするか、資源使用量とするか。個人的には、資源について要求するのは難しいのではないかと考えている。現行ガイドラインでは推奨事項としてマテリアルフローとマテリアルバランスの把握が入っている。そのような形で推奨事項として紙使用量について把握を入れてはどうか。

○安井オブザーバー

「創業理念」ではなくて「経営理念」「企業理念」ではないだろうか。

○栗山委員代理

環境経営方針について、どの程度言葉として普及しているのか、どのように受け入れられるのかという点が気になる。

○後藤委員

ガイドラインに書き込むことではないが、スパイラルアップの中で環境経営方針の見直しを入れてもよい。一度環境経営方針を策定したらその後ずっと同じではなく、レベルアップするときには環境経営方針から変える必要がある。

○事務局

現行版ガイドライン第3章要求事項の改訂骨子（案）の2ページ目について説明。

○後藤委員

組織の代表者による資源リソースの用意については、「(ヒト・モノ・カネ)」くらいの表記にしてはどうか。また、本業取組が2009年の改訂から追加されたにも関わらず、審査人に浸透していないという問題があるので、これについてももう少し強調する表現にしたい。本業取組について事例集があるとさらに面白い。

○森下委員

いまの段階では、審査のチェックリストの様式を変更する抜本的に改訂する必要があると考えている。

その点についてガイドラインでも強調すると。

○後藤委員

審査報告書で「ガイドラインに適合しているからOK」という表現が散見される。本業での取組が重要であることを強調したい。また、「3年程度」と書くか、「3～5年」と記載するか。

○森下委員

現行版では「3～5年程度」の「中長期計画」という表現になっている。

○小池オブザーバー

実態は多くの事業者が3年の計画を立てている。ある程度、期間に幅を設けて自由度を持たせた方がよいと思う。

○齋藤課長補佐

グリーン購入や生物多様性に配慮した調達を推奨事項にしてはどうか。これが目的ではないし、大手企業でもなかなか難しいところである。

○倉阪委員

本業を計画に落としてもらうのは重要だと考えている。よく読めば「要求事項2～4を踏まえた」と書いてあるが、しっかり強調し、見えるように書くのがよい。

○倉阪委員

「法的要求事項に対する組織の取組の明確化」は具体的に何のことか分かりづらい。法的要求事項を満たすために、組織は具体的に何をすべきかを明確にし、書き出してもらうという意味か。分かりやすい表現に改めた方がよい。

○齋藤課長補佐

二酸化炭素と廃棄物については目標を定めて削減するという方向でよいと思うが、化学物質使用量は削減できないところもある。化学物質については目標のままでよいか。

○後藤委員

特に中長期目標に関しては必ずしも必達目標だけではなく、チャレンジングな目標として捉えてもらいたい。

○森下委員

表現の問題だが、「遵守」と「順守」ではどちらがよいか。

○後藤委員

易しい「順守」にしてよいのではないか。

○齋藤課長補佐

化学物質は「化学物質使用量管理」にしてはどうか。

○森下委員

削減する化学物質もあると思うので、「化学物質使用量管理・削減」としてはどうか。

○事務局

現行版ガイドライン第3章要求事項の改訂骨子（案）の3及び4ページ目について説明。

○後藤委員

「特定教育」ではなく「特定業務」ではないか。また、「環境活動レポート」から情報開示関連事項分科会の議論が受け入れられるのであれば「環境経営レポート」に改める。「代表者による全体の評価と見直し」について、ここも習熟度に応じて柔軟にする必要があるのではないかと考えている。最初から厳しいことを言っても難しい。

○森下委員

スパイラルアップの継続的改善の肝が代表者による見直しだと考えている。

○後藤委員

スパイラルアップの具体的記述の中に、代表者による見直しについてしっかり記述したい。

○倉阪委員

他は年次となっているが、「取組状況の確認並びに問題の是正及び予防」だけ「適切な頻度」と書いてある。年次でレポートを書くので、ここも年次になると思うのだが、適切な頻度にしたのはもっと頻繁にやらなくていけないということか。

○森下委員

そういう意味である。項目によってはより頻繁に確認する必要があるだろう。

○倉阪委員

最長でも年次で行うということが分かるように書いた方がよい。年次よりも頻繁にやるなら、具体的に指定する必要があるが、それは推奨事項だろう。要求事項の中に「適切な頻度」と書くのは避けたい。

○森下委員

以前は「定期的に」という文言だった。「少なくとも年に1回以上」という表現でどうか。

○後藤委員

「少なくとも年に1回以上の適切な頻度」という表現ならよいだろう。

○安井オブザーバー

ISO 14001のPDCAの図の中央にリーダーシップが配されている。エコアクション21でもそれを入れたい。

○後藤委員

その通りだが、最初はリーダーシップが発揮できない。スパイラルアップの中でどのように入れていくかが課題である。

4. 改訂検討にあたっての基礎情報の調査について

○矢内オブザーバー・大沢オブザーバー

エコアクション21取得企業の経営実態分析報告について説明。

○森下委員

企業概要（評点）というのは、貴社の調査員が直接訪問して企業全体を評価したものか。

○矢内オブザーバー

業歴、資本の構成内容、経営者の資質、企業としての活力等のいくつかの項目から成り立っているが、基本的にはそうである。

○森下委員

エコアクション21認証取得企業には、評点が高い企業が多いという理解でよいか。

○矢内オブザーバー

エコアクション21の認証を取得しているか否かは取材過程で判明する場合もしない場合もあるというのが現状であるが、おしなべてエコアクション21認証取得企業の方が評点は高い。

○森下委員

今後、エコアクション21の認証を取得していることが、プラスに評価されるようになるということは期待できるのか。

○矢内オブザーバー

いろいろなものを多角的に見ているので、特定の認証だけに偏って評価するというのは難しいかもしれない。取材のクオリティを向上させるという観点からは、認証取得をどう把握するかについて見直す必要があるとは認識している。

○栗山委員代理

売上高総利益率については総じてマイナスだが、これはどう解釈すればよいか。

○矢内オブザーバー

個別企業を深く見ているわけではないのであくまで仮説ではあるが、エコアクション21認証取得企業の中には良くも悪くも成熟状態にある企業が多いという印象がある。急激に成長段階にあるというよりは、全体的に落ち着いてきた段階にある企業が多いという印象である。

○後藤委員

時系列分析で、現在認証取得している企業群を対象に、その企業群の10年前くらいと現時点での比較評価というのは可能か。

○矢内オブザーバー

分析自体は可能だが、複数年にわたって決算書を入手できている企業数はどうしても少なくなってしまうので、統計的に有意な差が出てくるかという点と難しいと考えられる。

○後藤委員

エコアクション21を取得して数年後、社会的に信頼される企業として成長してもらいたいという思いがあるので、そこが定量的にも言えれば面白いと思う。

○矢内オブザーバー

情報開示関連分科会に参加しても感じるのだが、取得やその後のモニタリングの段階で、審査人を通して企業から入手される情報が、世間一般の企業の推移と比べてどうかという観点の分析はあり得ると思っている。エコアクション21認証取得企業に関するデータを今後、データベースのような形で収集できるのであればサンプルが確保できる。

○ 齋藤課長補佐

今後、この調査結果をどのように成果物としてまとめていくか。特に事業者や GP・IP で使いやすいものに結びつけていきたい。経年比較はデータの厚みがないが、エコアクション 2.1 を止めてしまうよりは継続した方がよいと言えるための材料としたい。今後作成するパンフレット等にも随時、使用していきたいと考えている。

○ 事務局

現行版エコアクション 2.1 ガイドラインと ISO 14001:2015 の要求事項比較及び主要な差異について説明。

○ 事務局

ISO/TC207 ニューデリー総会報告について説明。

○ 後藤委員

ニューデリー総会ではエコアクション 2.1 と Eco-CRIP の話をしてきた。先進国は中小企業対策で課題を抱えているようで質問も来た。特に、Eco-CRIP の 5 つのステップに対する関心が高かった。

○ 事務局

国内ヒアリング調査報告について説明。

5. その他

○ 事務局

次回の作業部会の日程について、2月9日（火）13:00～16:00 と決定された。

以上